第49号
2016年9月1日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発　　行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者　　鵜島　一広
〒104－0031
中央区京橋3-6-3
京橋通郵便局 5F

「誰しも定年は迎える！」

若年層も考えたい 無年金時代

「このままでは定年後の再雇用が勤まるか？」「再雇用しなければ無年金で生活はできない」将来に対する不安は年々高まるばかりです。６５歳まで年々引き上げられる年金受給開始年齢と今の労働環境で定年後も再雇用で働けるか。５０歳を過ぎた労働者に不安がいっぱいです。

日常的に人員が不足し毎日残業。所定の休憩時間もまともにとれず、毎日ぎりぎりの仕事は、交通事故、郵便事故へとつながります。事故を起こせば自己責任。その上、人事評価はマイナス評価となり、営業ノルマも加わり神経をすり減らす毎日です。

このような職場実態が、期間雇用社員は定着せず、正社員でも若くして離職者を出したり役職を降格する人を出しています。特に５０歳を過ぎた労働者には、「今の仕事に耐えられるか？」「現行の再雇用賃金で生活できるか？」など定年後の生活不安があります。

再雇用社員が６５歳まで安心して働けるためには、過酷な労働環境の改善とともに基本賃金の改善も急務です。

現行の年金制度では、年金受給開始年齢が年々引き上げられ、男性では１９６１年４月２日生まれ以後は６５歳まで無年金となります。６５歳まで再雇用しなければ生活が成り立ちません。

現行郵政の再雇用社員の賃金は、定年前後の仕事の内容や責任の重さは変わらないにもかかわらず、賃金だけが概ね４０％前後引き下げられ、夏期・年末一時金も低くなっています。高齢再雇用社員だからと仕事量が軽減されるわけでもなく、一般社員と同じ仕事量を任されている再雇用社員にとって納得ができませんし、生活を切り詰めざるを得ません。

再雇用社員の基本賃金・格差是正求める＝本部

８月１６日、郵政ユニオン本部は、「高齢再雇用社員の均等待遇に関する要求書」を提出し、適切な改善を求めました。

主な要求は、高齢再雇用社員の基本賃金の大幅改善と一時金改善。扶養手当、住居手当、寒冷地手当など高齢再雇用者に不支給となっている手当の改善を求めています。

これらの要求は、改正労働契約法２０条（有期雇用を理由とした労働条件格差禁止）や５月１３日の東京地裁判決（再雇用社員の賃金引き下げは労契法２０条違反）に照らしても正当であり、法の趣旨に照らして改善すべきだと主張しています。